



2026年2月6日

各位

会社名 ダブル・スコープ株式会社
代表者名 代表取締役社長 崔元根
(コード番号 6619 東証プライム)
問合せ先 取締役 大内秀雄
(<https://w-scope.co.jp/ir/contact.html>)

第三者割当による第12回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行の払込完了に関するお知らせ

当社は、2026年1月21日付の取締役会決議において決定しました、EVO FUND（ケイマン諸島、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）（以下「割当先」又は「EVO FUND」といいます。）を割当先とする第三者割当による第12回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、2026年2月6日に発行価額の総額（239,990円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2026年1月21日公表の「第10回新株予約権及び第11回新株予約権の取得及び消却並びに第三者割当による第12回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の買取契約（コミット・イシュー※）の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

＜本新株予約権発行の概要＞

(1) 割当日	2026年2月6日
(2) 発行新株予約権数	23,999個（新株予約権1個につき普通株式100株）
(3) 発行価額	総額239,990円（新株予約権1個当たり10円）
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式2,399,900株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は83円としますが、下限行使価額においても、潜在株式数は2,399,900株あります。
(5) 調達資金の額	382,623,490円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	(1) 当初行使価額は165円とします。 (2) 本新株予約権の行使価額は、割当日の1取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）後に初回の修正がされ、割当日の2取引日後に2回目の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正されます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、初回の修正においては、行使価額は、2026年1月21日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額（但し、当該金額が上記「(4)当該発行による潜在株式数」記載の下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ3連続取引日（以下、2026年1月21日とあわせて個別に又は総称して「価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が、上記「(4)当該発行による潜在株式数」記載の下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。但し、当該価格算定期間のいづれかの取引日の終値が算定不能となる場合は、当該取引日の終値を除いて他の取引日の終値を用いて算定した結果の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が、上記「(4)当該発行による潜在株式数」記載の下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。

	<p>れの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。また、価格算定期間内において本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。</p> <p>(3) 上記(2)にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含みます。）から当該株主確定日等（当日を含みます。）までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。）及び当該株主確定期間の末日の 1 取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の 2 取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、3 取引日が経過する毎に、本新株予約権の発行要項第 10 項第(1)号に準じて行使価額は修正されます。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てます。
(8) 権利行使期間	2026 年 2 月 9 日から 2026 年 4 月 9 日までとします。
(9) その他	当社は、割当先との間で、本新株予約権の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結しております。また、当社は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、割当先との間で、総数引受契約を締結しております。本買取契約において、割当先は、原則として、本新株予約権について設定された全部コミット期間（下記「【ご参考】」に定義します。）中に、当該本新株予約権の全てを行使することを約すことを定めております。また、割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要する旨を定めております。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少する可能性があります。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

【ご参考】

※本新株予約権（コミット・イシュー）の特徴

当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数（2,399,900 株）をあらかじめ定め、本買取契約の定めに従い、本新株予約権の払込期日の翌取引日以降、原則として2026年3月10日までに、EVO FUND が本新株予約権の全てを行使する（全部行使コミット）手法です。その概要は下表中「（5）全部行使コミット」欄に記載のとおりとなります。

(1) 発行数	23,999 個
(2) 発行価額の総額	239,990 円
(3) 行使価額の総額	395,983,500 円（注）
(4) 行使価額	初回の修正では、発行決議日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額 2回目以降の修正では、価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額
(5) 全部行使コミット	原則として、2026年2月9日（当日を含みます。）以降、2026年3月10日（当日を含みます。）までの期間（「全部コミット期間」といいます。）における本新株予約権23,999個全ての行使をコミット
(6) 下限行使価額	83 円 (発行決議日直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額)

（注）上記行使価額の総額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。

以上